

令和元年鞍手町議会第4回臨時会会議録（第3号）						
令和元年6月12日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和元年6月12日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和元年6月12日 午後2時58分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人	会議録署名員		3	田中 二三輝	4	宇田川 亮

職 務	議会議務局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会議務局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	会計課長	櫻 井 順 子	出 欠
	教育長	栗 田 ゆかり	出 欠	建設課長	松 永 憲 昌	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	政策推進課長	藤 原 光 徳	出 欠
	福祉人権課長	石 井 通 稔	出 欠	地域振興課長	立 石 一 夫	出 欠
	税務住民課長	梶 栗 恭 輔	出 欠	上下水道課長	原 敏 勝	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒 井 英 和	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
	保険健康課長	芝 野 英 和	出 欠			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和元年第4回鞍手町議会定例会議事日程

6月12日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第28号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第2 議案第29号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第3 議案第30号 鞍手町森林環境譲与税基金条例
- 日程第4 議案第31号 鞍手駅関連施設設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第32号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第33号 鞍手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第34号 鞍手町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第35号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第36号 専決処分の承認（平成30年度鞍手町一般会計補正予算第8号）
- 日程第10 議案第37号 専決処分の承認（平成30年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号）
- 日程第11 議案第38号 専決処分の承認（平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第4号）
- 日程第12 議案第39号 専決処分の承認（平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第5号）
- 日程第13 議案第40号 専決処分の承認（平成30年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算第1号）
- 日程第14 議案第41号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第42号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第43号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和元年度固定資産税の課税免除

令和元年6月12日（第3日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第28号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

ふるさと納税制度の見直しに伴う寄附金税額控除の措置対象の改正というふうに提案説明でもありましたが、この中身について教えてください。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 梶栗 恭輔君

お答えいたします。

ふるさと納税制度の見直しによる規定の整備で、今回税条例の方は新旧対照表を見ていただいたら分かるかと思いますが、新旧対照表の2頁になります。

第7条の4のところでございますが、税条例の中身は寄附金控除額という言葉が寄附金税額控除というふうに税条例の中では言葉の改正だけになっています。

ふるさと納税制度の中身につきましては、都道府県や市区町村に対する寄附金は総務大臣が定める基準に適合し、総務大臣が指定した物しか寄附金控除の対象とならないということになりましたので、今回6月1日施行分といたしましてふるさと納税制度に係る税条例の規定の見直しが行われております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

ふるさと納税の関係で言えば、文言を変えたというだけですか。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 梶栗 恭輔君

はい、税条例の中では、この第7条の4のところ言葉の整理がされております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

それでは住宅借入金等特別控除に係る控除期間の拡充ということで、対象がどのくらい居られるのか、その額について教えてください。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 梶栗 恭輔君

住宅借入金等特別控除につきましては、手持ちで資料を持っておりませんので後ほど回答させていただきます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

提案説明ですから、影響とかも今まで私は聞いてきたので、その点についてはぜひすぐ答えられるようにしていただきたいというふうに思います。

軽自動車税の関係で税率の特例の改正ということですが、どういうふうに変ったのかというのを教えてください。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 梶栗 恭輔君

軽自動車税につきましては、平成29年度までの重課、例えば新規に取得して14年を経過すれば、例で言えば自家用の軽自動車であれば7,800円のものが1万2,900円になる重課の措置、それから27年4月1日以降に取得した軽自動車税は1万800円の税金が本来掛かるわけですが、その分の経過、例えば電気自動車や天然ガス自動車が本来1万800円掛かるものが2,700円、それからガソリン車、ハイブリッド車で概ね50%の軽減のものが半額の5,400円。それから概ね25%基準のものが8,100円という経過の措置が29年度分までは条例の中にありました。その分を29年度分の条文を削除して、新たに令和2年度分、それから令和3年度分等が新たに税条例の附則の中に定められています。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第28号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第28号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第29号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

質疑はありませんか。

西藤典子君。

○11番 西藤 典子君

課税額のところがあります。課税額の2のところですが、新旧対照表の1頁目ですが、前項第1号の基礎課税額は世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。但し、当該合算額が61万円を超える場合においては基礎課税額が61万円とすると書いています。

旧の方と比べますと58万円だったのが61万円になって、課税限度額が3万円引き上げられたということだと思います。

平成29年から30年に亘っても課税限度額は89万から93万円に4万円引き上げられたと思います。更にプラス3ということで、平成29年から7万円課税限度額が引き上げられるということになるのですか。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 梶栗 恭輔君

お答えいたします。

いま議員がおっしゃるように、平成29年度から30年度になる時に課税限度額が93万円に引き上げられて、今年度、平成31年度分は更に課税限度額が合計で3万円引き上げられまして96万円になります。

今新旧対照表の中で改正しているものは、これは医療分の限度額、所得割の限度額が58万円から61万円、3万円上げております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

これも毎年のようにというか限度額がどんどん引き上げられて来ていますけれども、今回限度額が引き上げられたことによる影響、対象者が分かれば教えて下さい。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 梶栗 恭輔君

お答えいたします。

本年3月31日現在での試算でございますが、この医療分の限度額が引き上げられたことにより5世帯、税額にしますと11万9,419円の増額を見込んでおります。

後期高齢者の支援分、介護納付金は限度額の改正はございませんのでその分では影響はございません。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第29号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第29号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第30号 鞍手町森林環境譲与税基金条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

まずこの基金条例が制定された、法律が成立したということですが、この基金を作って、これは何に使って行くのでしょうか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

お答えいたします。

これにつきましては、市町村におきましては間伐、それから人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及活動、啓発活動等となっております。これにつきましては荒廃森林とは使途は別になっています。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

これは後で出て来ます補正では116万ほどの補正が付いていますが、基金を作って116万基金に入れて、しかも効果的且つ効率的に管理運用すると、かんがい等の基金では運用益で維持していくというような話もありましたが、今回この基金については116万円ですから運用益といっても大したことはありませんが、これを効果的且つ効率的に管理運用するというのはどういうふうに。116万を増やして行くという形なのか、それともこの分全て、元本も含めてそういうものを使って行くのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

お答えいたします。

いま議員がおっしゃいましたように、今年度は116万2,000円が譲与されることに

なりますが、これにつきましては今後ずっと譲与税が町の方に入って来るようになっていきます。まず、予定では平成31年から33年までが116万2,000円、その次の、申し訳ありませんが、平成で言わせて下さい。

平成34年から平成36年が174万3,000円、平成37年から40年が247万円、平成41年からその以後につきましては319万7,000円というふうに入ってくる譲与税が増えて行くということになっております。

この基金を有効に金融機関と有利な方法により保管して、使途が決まったときに支出するというようなことを考えております。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第30号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第30号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第31号 鞍手駅関連施設設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

西藤典子君。

○11番 西藤 典子君

内容はパーキング日額、月額とも内税にして料金を据え置くということで分かりますが、徴収方法はパーキングチケット方式に変更する。具体的に今までとどういうふうになるのでしょうかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

パーキングチケット方式とは、利用者が事前に精算機でチケットを購入し、そのチケットを駐車した車のダッシュボードの上に置いておくというものでございます。

ゲート式や跳ね上げ式の駐車場と比べまして低コストで導入が可能で、地方の駐車場等で現在事例としては増えているものです。近隣の駅では、水巻駅でこのパーキングチケット制が導入されております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

これは1日あたり300円、日額300円というふうになっていますが、時間的に、普通の跳ね上げ式パーキングだったら時間が分かるのです。だけどこの場合はダッシュボードに置くということにすれば、日付けが変わったらまた新たに払わないといけないということになるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

この駐車場のチケットにつきましては、あくまでも日にち単位でございますので、そういう形になるかと思えます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

例えば、夕方に飲み事等があつて、駐車場に車を止めて電車で行くと。次の日の朝一番で取りに行くと、そうしたらもう日付けが変わるわけです。今度はチケット2日分払わないといけないという形になるのですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

このチケットを購入する際に選択方式を今検討しています。というのは、2日分のチケットを初日に買っていただくというような方式になると思えます。

今の例で申しますと、一日目に既に翌日分まで払っていただくというような方法になります。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

1日ですから、1日と言えば24時間ですよ。とすれば、そういった場合は1日分ではないのでしょうか。夕方乗って置いて置いて、次の日の朝取りに行くというようなことは。そういうことは出来ないのですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

このパーキングチケット制につきましては、現行制度に従ってある程度導入していますので、これまでも日にち単位で駐車料金を納付していただいていますので、この制度は変えないということでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第31号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第31号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第32号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。
質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

個人の町民税の非課税の範囲の廃止制ということですが、新旧対照表を見れば分かるのですが、完結に中身についてどういうふうになるのか、その影響について分かれば教えて下さい。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 梶栗 恭輔君

お答えいたします。

今まで個人の町民税で非課税の追加の措置になるわけですが、単身児童扶養者ということで、今まで婚姻されていて死別、離別、所得税の控除でいえば寡婦控除というものがとれる方で合計所得金額が135万円以下の方は非課税という扱いでございます。それが令和3年1月1日施行分として、その非課税額の追加に事実婚が無い方、例えばシングルマザーと言われる方とかで、児童扶養手当なりの支給を受けられておられる方がおられます。そういった方が今度合計所得金額が135万円以下であれば個人の町民税が非課税になるという措置でございます。

対象者につきましては、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第32号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第32号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第33号 鞍手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

新旧対照表の1頁目の第7条で、町長の説明では料金を据え置くと、現行価格を据え置くというような説明でした。

第7条を見ますと、消費税等云々で最後に徴収するで終わっているのです。ただ先程のパーキングの問題ではないが、あの中身を見ますと消費税は内税方式ということで、あの中身で見ますと得た額を含むと書いていたのです。

これは徴収するといったら何か別に徴収されるようなことにもなりかねるのではないだろうかというふうに思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

お答えいたします。

この徴収するにつきましては、消費税相当額を含むものを徴収するという解釈でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

説明でもそういうことで解釈としてはそうなのでしょうが、それぞれいろいろな条例があって、先程の分は得た額を含むと、分かりやすく消費税は内税だと謳っていますが、徴収するだけでしたら含むということにならない、解釈の仕方にもよるのでしょうかその辺は他の条例等の文言に合わせるとか、一番分かりやすいのは先程言いました、乗じて得た額を含むというふうに変えた方が分かりやすいし、解釈の仕方でも変わったりしないで済むのではないかと思います。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

この条例のつくりといたしましては、新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、別表第2条に定める額、次にかっこがございますが、このかっこは徴収するは最後までをかっこで括っていますので、第2表に定める額を徴収するというつくりになっています。

このかっこの中で消費税額を含むという内容のつくりになっていますので、ちょっと分かりにくいと思いますが、つくりとしてはそういう形になっています。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第33号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第33号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第34号 鞍手町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第34号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第34号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第35号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

この改正によつての該当する事業者等はあるのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

今回の改正による事業者につきましては、本町に所在する当該施設はございません。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第35号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第35号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第36号 専決処分の承認(平成30年度鞍手町一般会計補正予算第8号)を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の40頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について、40頁から65頁まで質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

45頁、駐在員連絡員事務費が下がっています。年々自治会への加入者が減ってきて、その影響によるものだというふうに思うわけですが、町としても自治会への加入の呼びかけというか、チラシも作ってやっていますが、現在の状況等が分かれば教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

駐在員の事務交付金につきましては、まず駐在員の事務交付金の対象世帯数としましては3,895世帯です。連絡員の事務交付金に該当する世帯数が4,007世帯という形になっています。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

もう一つは職員の加入です。特に鞍手町在住の職員で、ちょっとずれるかも知れませんが、その辺について自治会等で加入者がどんどん減って来て、防犯灯の維持管理もままならなくなっているような状況もある中で、自治会への加入というのは強力に今後促進して行かないと、地域のコミュニケーション、防災の意識も含めてままならなくなってくるのではないかというふうに思いますが、その点について町長はどういうふうに考えられているのでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

自治会の加入者が減少しているということについては、非常に私自身も憂いております。

それでどういう体制があるかということについても、これも喫緊に考えて行かないといけないことだというふうに考えています。

ただ、議員が言われました職員、在庁の職員についてということも言われましたが、職員については採用試験の中で能力のある者を選抜して行くということが大前提でありますので、

その住所に対する得点というか、そういったものについては今のところは全く考えておりません。ただ、それぞれ地域に対して職員がどのような形で関わって行けるかということについては今後の検討課題の1つだろうというふうに思っております。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

53頁のふるさと納税推進費で約全体で言うと4,300万円ほどの減額という形になっていますが、一気に11月ぐらいからでしたか、予定として一気に納税者が増えたということですが、後は尻すぼみのような形になってはいますが、この減った理由等について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

このふるさと納税推進費におきましては、当初予算で寄付額を2,000万円を見込んでおりました。10月末までで213件413万円の寄附がございました。11月よりふるさとチョイスを始めた関係で納税額が増えました。

12月の定例会で5号の補正予算を作成した時には、その時点で1,200万円の寄附額がございました。第5号補正で1,000万円を追加補正させていただきました。

一番増えたのは11月25日から12月5日までで約1,400万円の寄附があり、第6号補正として3,000万円を追加させていただき、合計6,000万円と予算額にしております。

11月25日から12月5日までの返礼品の件数の内90%以上が肉の詰め合わせというセットが90%以上返礼品として出ました。そして12月10日前後でその肉の詰め合わせが業者の方で在庫が無くなった関係で12月10日以降、その返礼品を出しておりません。その関係で12月以降ちょっと減ってしまっていて、例年でありましても1月から3月までの間というのは殆どふるさと納税というのは件数は少ないのですが、12月の在庫が切れた関係というのが一番大きな原因だと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、66頁から101頁まで質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

提案説明でもありましたけれども69頁です。障がい者の関係の通所系サービスが3,0

00万円ほど減額ということで、利用者自体が減ったというような説明だったと思いますが、この理由について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

今回の当初予算を編成するにあたりまして、過去4年間の実績を基に前年度の11%の上昇を見込んで当初予算として3億900万円ほどの当初予算を組んでおりました。実績といたしまして、前年比の2%の上昇に留まったという状況でございます。

過去の事例を申し上げますと25年度の実績は1億8,700万円、そして26年度が2億円、27年度が2億1,700万円、28年度が2億5,500万円と、ここの平均の上昇率が11%の上昇があったということで、このように上昇傾向であるということで当初予算を多く見込んでおりました。結果といたしまして実績は前年度並となっておりますので、結果的には3,000万円、今申し上げました10%弱の減額を行ったものとしております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

提案説明では利用件数の減少等によりというような説明だったのですよ。今の課長の説明だと前年並みになりましたというような説明でしたが、これはどちらが本当なのでしょう。

○議長 星 正彦君

しばらく休憩します。

休憩 13時36分

再開 13時48分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

休憩前に宇田川亮君の質問に対して福祉人権課長の方から回答が済んでおりませんので福祉人権課長お願いします。

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

先程の私の説明では給付費の方を説明させていただきまして、ご質問といたしまして、それに係る件数とはいうお尋ねでございましたのでお答えさせていただきます。

30年度当初予算の件数につきましては、総数が約3万5,800件で約で見込んでおりました。専決の件数では3万1,700件、約4,100件の減少がございました。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

利用件数の減少というふうに説明されていまして、前年度に比べて少なくなったのかということをお聞きしたかったのですが、当初予算の見込に比べて少なかったという意味と、前年度から比べて利用件数が減ったという意味とは違うと思えます。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

今申し上げましたのは当初予算と専決の件数の差でございます。先程給付額の方でご説明を差し上げたものは、なぜこのように下がったのかという経緯を基に今までの過去4年間の上昇率を基にして当初予算を編成した結果として当初予算に比べて減少したということでございます。

去年の件数と今年の件数のことにつきましては、件数は出しておりませんが、人数的なものであれば出しておりますので、30年度の専決の対象者は1,720人です。29年度の専決での対象者は1,714名で、額といたしましてもほぼ同額でございます。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

再度答弁をお願いします。

○福祉人権課長 石井 通稔君

再度補足をさせていただきます。

件数的なものについて先程申し上げましたが、これは専決同士での29年度と30年度の比較でございましたので、ここは件数はほぼ変わりません。

先程件数が減少したというのは、上昇を見込んで30年度の当初予算編成時に多く見込んでおったので、結果的には下がってしまったということでございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

5款 労働費から8款 土木費について、100頁から123頁まで質疑はありませんか。

田中二三輝君。

○3番 田中 二三輝君

105頁です。

活力ある高収益型園芸産地育成事業費が1,600万円程度下がっていますが、この原因を教えてください。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

お答えいたします。

この事業は県の補助金を活用してブドウのパイプハウスを整備する5件の農家の方に対する補助金ですが、本年度の県の補助金が減額されたため2件の農家の事業の実施が取り下げられたことから減額をさせていただいております。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○3番 田中 二三輝君

農家の方からの希望はあったけれども、それが県の補助金等の関係で下がったと。農家の技術的な問題とか審査で引っ掛かって落ちたというような結果ではないというふうな理解でいいですか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

議員がおっしゃるとおりでございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

9款 消防費から13款 諸支出金について、124頁から159頁まで質疑はありませんか。

西藤典子君。

○11番 西藤 典子君

127頁の自主防災組織推進事業費負担金補助及び交付金、自主防災組織補助金が48万円ぐらい減っております。いま防災対策の具体的な確定等が行われている状況でございますが、希望がなかったということでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

今議員がおっしゃいますように、この自主防災組織補助金につきましては、当初予算で48万円計上しておりましたが、30年度申請が1件もございませんでしたのでこの金額を計上しております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

10頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

10頁から39頁まで質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

31頁、財産収入の土地売り払い収入212万2,000円上がっていますが、この中身について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

申し訳ございません。ちょっと資料を持ち合わせておりませんので後ほどお答えさせていただきます。

○議長 星 正彦君

総務課長、今は分かりませんか。

しばらく休憩します。

休憩 13時57分

再開 13時58分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

先程の宇田川議員の質問に対し総務課長答弁をお願いします。

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

大変申し訳ございませんでした。

まず、鞍手町の大字新北の住宅地の売り払い収入として、面積が78.42㎡で32万4,114円。

それから2件目としまして中山の716の3番地の宅地で、面積が40.61㎡で23万1,477円。

そして中山藪焼で2,283番の3の雑種地で、面積が90.46㎡、金額が156万7,468円の売上収入となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

85頁の子ども医療費対策費で、扶助費、医療費が減額の1,036万6,000円とい

うふうになっていますが、この理由について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

お答えいたします。

子ども医療費の扶助費の減額につきましては、当初計算した時に平成28年10月以降の月額平均医療費及びインフルエンザ等による医療費の増高等を勘案して計上しておりました。しかしながら医療費がその見込を下回りましたので今回1,036万6,000円程減額をさせていただいております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回はそこまで医療費を使わなくて済んだということですが、予算は組めた分けですね。

高校卒業までするのに係る医療費が725万円とこの間答えていました。それを充てれば減額せずに出来たのではないのでしょうか。

そういうのも含めて町長お答え下さい。予算付け出来るのだったら是非やっていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

30年度は医療費を使わなくて、中学生までがあまり病気に掛からなかったから今回減額ということになりましたが、先程保険健康課長が答弁しましたように、これは今までの給付の額を勘案して当初予算を付けたわけで、インフルエンザ等いろいろな病気に掛かればこの予算が、これだけの減額が出たかどうか分かりませんし、実際この額が必要だったかということも勘案しながら当初予算を組んでおりますので、これをそのまま高校の医療費にあてがうことが出来るかどうかということになりますとなかなか難しいのではないかなというふうに思います。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第36号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第36号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 10 議案第 37 号 専決処分の承認（平成 30 年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第 1 号）を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 37 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第 37 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 11 議案第 38 号 専決処分の承認（平成 30 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第 4 号）を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 38 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第 38 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 12 議案第 39 号 専決処分の承認（平成 30 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第 5 号）を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 39 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第 39 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 13 議案第 40 号 専決処分の承認（平成 30 年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算第 1 号）を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 40 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第40号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第41号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の14頁をお開き下さい。

2款 総務費及び3款 民生費について、14頁から21頁まで質疑はありませんか。

篠原哲哉君。

○6番 篠原 哲哉君

15頁のみんなのまちづくり懇談会について町長にあえてお聞きします。

当初予算で修正されましたみんなのまちづくり委員会では公聴会の形を取り、要綱等は作成していないが、庁舎の件、庁舎の場所、小学校の統合をお聞きする内容と、一般質問や議案質疑で答弁されていましたが、委員会と懇談会では公聴会でお聞きする内容の変更はあっているのか、また、3月議会から3ヶ月が経過していますが、予算計上するに当たって懇談会の要綱等を作成しているのかをお聞きします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

懇談会の要綱については作成をしております。また、今3月議会との兼ね合いでご質問等がありましたが、3月議会にはたくさんの議員からご質問等をいただきましたし、また一般質問でもご質問をいただいております。そういった中で議員の皆さんのご指摘をいただいたことを今回参考にさせていただいて、地方自治法第202条に規定する附属機関や私的諮問機関と誤解を受けない形の住民の皆さんの意見を聴取する懇談会という形で予算組の組み替えを行っております。

そして、またアドバイザーに対するいろいろとご質問等もいただきましたので、今回議員の皆さんのご意見を尊重させていただいて、アドバイザーについての予算も削減をしております。そういったことで、3月議会の中身とは違うというふうなことで今回また新たに計上させていただいております。

○議長 星 正彦君

篠原哲哉君。

○6番 篠原 哲哉君

今の答弁の中で附属機関でもない、町長の私的諮問機関でもないという答えでしたが、3月議会の答弁の中で、単に生の声を聴くとして町民の意見を聴き、その意見は私の、町長の参考にさせていただきたいという考えであると答弁されています。

先程言われましたが、そういう話になると単に町民の意見を聴き、参考にされるのであれば町長の私的諮問機関であると思っております。この私的諮問機関である懇談会に公費を支出するのはいかがなものかと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

私的の諮問機関ということで位置づけされるというようなお話ですが、私的と言われてもその諮問ということであれば何かをはっきりと皆さんに問いかけるということにもなります。ですから、テーマとしては今言われたようなこと、特に役場庁舎についてもそうですが、小学校の今後の在り方についても、これも喫緊の課題にもなっていますし、小学校6校は非常に老朽化して、毎日のように修繕なりが決裁として回って来るような状況です。

また、小学校の給食センターにしても老朽化もしておりますし、先日のトイレのこともありましたし、小学校についてもいろいろな地域の方達の思いがありますので、まずはそういった地域の方達の思いを聴きたいというようなことでまちづくり懇談会についても考えております。

役場庁舎についても、本来ならば前町長がまずは住民の方達の意見を聴取しながら行くことが私は良かったのではないかなと思っておりますが、その辺は手落ちがあって、前町長はそのことをされなかったということで、私は町民の方に役場庁舎についてはお尋ねをしたいし、どのようなご意見があるかを聴きたいというふうに思っております。

ですから懇談会を私的諮問機関と位置づけてしまうと町民の方達からの意見、またはどのようなお考えがあるかということをはほぼ全て諮問機関という形で聴くということになります。そういったことになると私的と言いつつも諮問機関というような位置づけになれば費用弁償のことも関わってきますし、最終的には答申をいただくというような形にもなりますし、ただ住民の方達の意見を聴取するというにはならないというふうに思います。ですから、私は懇談会という形でまちづくり懇談会をさせていただきたいというふうに考えています。

○議長 星 正彦君

篠原哲哉君。

○6番 篠原 哲哉君

町長の答弁の中に庁舎の建設の予定地の見直しということを言われました。前町長の在任中に計画されたものであっても、庁舎等建設検討委員会が答申した建設予定地の見直しを考えるということですが、町長の附属機関が出した答申を軽く考えているのではないのでしょうか。見直しを考えるとすれば改めて庁舎等建設検討委員会に図って答申を得るべきではないかと思っておりますが、いかがですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

前町長の時代に出された諮問機関の答申を軽く考えているというようなことはありません。今までの議会の答弁の中でも私は尊重しているというふうに発言をしておりますし、今も尊重しているというふうに思っています。全く軽く考えているということはありません。

ただ、昨年臨時議会で基本設計の議案が否決され、3月議会でも否決され、6月議会では上程されなかった時点で計画のスケジュールについては見直さざるを得なくなりました。また同時に、現在建設計画の予算についても目処が付かない状況になっています。

そういった中であの計画をそのまま進めるということは、今の状況では難しいということになっています。それで昨年の12月に基本計画の説明も全くありませんでしたので、住民に対して3回の基本計画の説明と、どうしてこの計画が進まなくなったか、また難しくなったかについての説明会を行いました。そういったことで、住民のご理解を得ながら今来ているところです。

ですから、今の計画を軽んじているということはありませんし今も尊重しています。今の状況を考えた上で、やはり住民の皆さんに一度どのようなお考えを持っているかの意見を聴取し、今、じゃあ検討委員会を立ち上げればいいじゃないかというようなご意見もありましたが、私自身は住民の意見を聴取した上で必要とあればそういうこともやって行くことも考えております。

ただ、まずは住民の方達がどのような考えを持っているかということをお聴きした上で私はその意見を参考にさせていただきながら、これから進めたいというふうに思っております。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

田中二三輝君。

○3番

田中 二三輝君

町長が住民の声を大切にしているというのは、町長ご自身が、議長をされているときから横で感心して見ておりましたし、住民の方々のご意見を参考にとおっしゃるお気持ちは十分分かりますが、前回3月定例会において、まず議会としてはみんなのまちづくり委員会が地方自治法に基づいていないということ。

それから更には建設検討委員会が出した答申との内容的なもので混乱を来すのではないかとといったことを理由として、議会として修正動議が出たということは町長も理解されていると思います。

今回このみんなのまちづくり委員会と、それからみんなのまちづくり懇談会の違いといったものは、先程アドバイザー云々というようなことがございましたが、内容的には同じではないかなというふうに聞こえるのですが、その辺の違い、修正削除された議案とは違うのだといったところがあれば具体的にご説明願えますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も答弁させていただきましたように、予算上は大きく組み替えております。従って予算上は全く別のものとなっております。

予算上は全く別のものになっておりますので、これは別のものとして考えていただければというふうに思います。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○3番 田中 二三輝君

町長、予算の組み方云々とかを聞いているのではなくて、内容がどう違うのかと聞いているのです。

分かりますか、3回しかないのですよ、我々の時間が。これで2回目ですよ。内容がどう違うのですか。意見を聴くだけでしょ、どちらも。どちらも意見を聴くだけであればその聞いた内容によっては建設検討委員会との混乱を招く恐れがあるということを理由として修正、削除されたわけでしょう、3月議会で。そこは理解されていますね。

その違いを説明して下さいと言っているのです。予算の組み方などではないですよ。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

前回はアドバイザーということで大学の教授を懇談会の進行役として予算も計上しておりましたし、その方を中心にファシリテーターというか、意見を聴取するような形で進めようというふうに考えておりました。

しかし、先程も言いましたように、3月議会の中では役場の職員も優秀な職員がいるのではないかと、役場の職員と一緒にすればいいと。そういうアドバイザーというものも必要ないではないかというようなこともありましたので、そういったアドバイザーを置くということは、予算の措置も外しましたし、そういった進め方も変えております。そういったことから中身が違うものとなっております。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○3番 田中 二三輝君

なかなか私が聞きたいことはお答えがいただけないようですが、まちづくり委員会と検討委員会、今回出ている内容、アドバイザー料は削除されてそういうものがないということは議案書を見れば分かりますので。そういうことをお聞きしているのではなくて、混乱を招く恐れがあるのではないかと、それが今回もそのまま残っているでしょう。同じことでしょうか。ということは、内容的には同じではないですか。目先を変えてただ単に議案の提案の仕方、予算の組み方を変えただけでしょうか、違うのですか。もし違うのであれば混乱を招く恐れが

あるから前回は修正削除された。

今回のまちづくり委員会、それからまちづくり検討委員会の意見の聴取は別ものだと、混乱を招く恐れは全くないのだといった安心感というものが、今のあなたの答えでは受け取ることが出来ない。

逆に言うと全く同じ内容ではないかなというふうにしか受け取れない。これは前回修正削除された内容と内容的なものがどう違うのかということを書いていただかないと、その意見の聴取した結果どうされるのか、それが全然見えない限りにおいては、全く手法は違っても結果として同じような内容であるというふうにしか受け取ることが出来ない。

従ってこれは明らかに前回修正削除された内容をそのまま形を変えてただ出して来ただけの議会軽視といっても過言ではないと私はそう考えます。

従って、こちらが納得できる違い、前回委員会ではその出て来た意見をこうするつもりだった。今回懇談会でこうするつもりだ、ここがしっかりと違うもので、混乱を招く恐れがないといったものがあなたの口からはっきりと出て来ない限り、この議案は議会軽視であり、この内容自身がまた大きな問題となって来るといふふうに私は思いますが、その辺はいかがですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

どうも私も理解できないのは、なぜこれを開くと混乱になるのかということが前提として話になっているのかがまず理解できません。これを開くと混乱する、混乱すると議会軽視、まだやってもないし、全てが過程の中で話を進めていると、それが私自身は理解ができませんし、百歩譲って、例えば混乱するとか、いろいろな意見が出て収集がつかないとかというような話もありましたが、ということは今ある計画自体に住民の方達の合意が出来ていないというようなことも裏を返せばあるのではないですか。

そういった住民の合意も出来ていないものを、行政が進めるということ自体にも私はいかなるものかというようなことも考えます。ですから、まずは住民の方達の意見を聴いて、住民の方達がどういう思いを持っているのか、そして住民の方達とまちづくりを進める上で欠かせないのは住民の合意を得ることです。住民の合意を得た上でものを進めるというのがこれからの自治体の在り方だというふうに私は思っています。

昨日から福智町の町長選があっていますが、2人の候補者の中の第1声として言われているのは、住民の方達の声を聴きながら町政を進める。一方の方は、町を歩きながら住民の方達の声を拾っていく、聞いていく、そういったことを第1声として言われていました。

どこの自治体でもやはり住民との合意をなくしてものを進める、特に住民に一番身近なことについて、役場の庁舎というのは住民のための庁舎ですから、住民のための庁舎を住民の声を聴くことなくしてどうして私は進められるのだろうかというふうに思っております。

前町長がそういう作業をしていただいた中で、こういう計画に進んでいるならば私は何も

言うことはありませんが、そういった作業を一切してなくて現在に至っていると。そういう状況で先程も言いましたように、昨年から説明会等を行って来ていますし、まだまだ私は住民の声をきちんと拾った上で、それを参考にさせていただきながら、先程の質問者の意見がありましたように、必要とあればもう一度検討委員会を立ち上げて更に煮詰めて行くという作業も必要かなとは思っております。

いずれにしても住民の声を聴いた上で参考にさせていただいて町政を進めて行きたいというふうに思っておりますので、ぜひともその辺は議員の皆様にご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君の質問は既に3回になりましたが、会議規則第54条の但し書きの規定によって特に発言を許します。

田中二三輝君。

○3番 田中 二三輝君

いま町長はいろいろ町民の声を聴いて云々というふうに前町長は聞いていないといったこととおっしゃられました。庁舎等建設検討委員会でこの基本計画等を諮問されて委員会に於いては鞍手町総合計画及びまちづくり基本方針云々との整合性を図りながら、また町民アンケートやパブリックコメントを実施して広く町民のご意見をいただいた上で、委員会として答申をさせていただいているところでございますよ。

私もその委員会におりましたので、そこは十二分に承知をしておりますが、庁舎等建設基本計画は町民のアンケートやパブリックコメントを実施して広く町民の声を聴いた上で策定されているとこれが事実です。

これはご存じですね。知っているか、知らないかだけを答えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

その辺は十分に承知をしています。パブリックコメントの中でも、現計画の中ではほぼ全員が反対という意見が9件ありました。そういった町民の声がはっきりとパブリックコメントの中では出ております。そういったことも踏まえながら、また総合計画、または都市計画ビジョン、そういったものを踏まえながら住民のお考えを聞いて行きたいというふうに思っております。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

このみんなのまちづくり懇談会というのは時期的にいつ、どこで何回ぐらい開かれるのか具体的に、時間的にどのくらいされるのかとか、要綱も定めているということでしたのでそ

ういうものについて教えていただきたいと。

今回は委員会とは違いまして懇談会ですので、これは1回やって終わりという形なのかどうかそれも含めて教えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

回数については、この予算を上げています10回を想定しています。先程も言いましたように役場の庁舎だけではなくて、特に今回の場合は小学校の在り方について、特に回数も重ねて行きたいというふうに考えております。小学校の在り方について皆さんのご意見を聴取しながら、出来れば来年度でもいろいろと検討する機会を設けて行きたいと。これは諮問するということになるかも知れませんが、とにかく小学校の在り方については先程も言いましたように非常にいろいろと設備等で痛んでいる所がありますので、早急に考えて行きたいということから回数としては10回の予算を計上しております。

時間的には長くても2時間程度というふうに考えております。

会場については、中央公民館を今は想定はしております。そして中央公民館で開催した後、前回の説明会では古月小学校だとか、またはくらの郷だとかも説明会を開きましたが、中央公民館以外でも開いていただきたいというような声があれば、その声を参考にしながら場所は決めて行きたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

まず最初に、例えば今回予算が通ってやるとすれば最初はいつ頃を想定しているのか、中央公民館ということですが、集め方といいますか、まちづくり懇談会ということですので全町民に呼びかけて、全員が行きたいと言えば行けるのかということ。

先程来、3月議会からの混乱という言葉も出ましたが、一番はやはり庁舎建設に伴うものだと思うのですが、それに関して町長は検討委員会の中身を尊重するという事は、尊重するという事は、町長自身は今の段階ではこのまま行きますよと、場所も全てこのまま行きますよという考えであって、その上で懇談会をやって、もしも大反対が起きればそこも見直すということなのでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

現計画については、何度も尊重するというふうに答弁をさせていただいています。ですから尊重するという事でありませう。

その計画をそのまま進めるかどうかというのは、住民の意見を聞きながら、先程質問者の議員が言われましたように、どのような反応があるかにもよるといふふうにも考えています

し、先程の中でパブリックコメントの話もありましたが、パブリックコメントの中では反対の方がほぼほぼ反対でした。ですから、そういったことも勘案しながら私は考えて行きたいというふうに思っております。

時期は、まだ内部できちんとした協議は行っておりません。まずは予算が通ればすぐにでも時期、または周知方法について考えて行きたいというふうに思っておりますが、まずは広報、ホームページ、その他で住民の方達により広く多くの方達に開催について知っていただくようにしたいというふうに思っております。

○議長 星 正彦君

町長。希望者全員が参加出来るのかということとは。

○町長 岡崎 邦博君

これについては制限は設けていませんので要綱の中にありますが、住民在住の方とか鞍手町にある企業に勤めている方だとか、または事務所、または事務所に所有する個人、または法人その他の団体だとか、そういうふうなことで参加者は募りたいというふうに思っております。ですから制限はありませんので、来られる方は全て受け入れるということになります。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

私は町民の意見を広く聞くということについては大賛成です。その上で町民が納得して、長たる町長がそういった施策なりを進めて行くということについては大賛成です。

ですが、今回は懇談会と前回の委員会とは全く別ものだと、やり方も違いますし町長の諮問機関でもないということですが、他の議員さんが一番懸念しているのが、一番は庁舎建設がどうなるのか、今までこういう計画でやって来て皆さんにずっとそういう説明でやって来たのに、特に関係地権者だとか、いろいろ関係する方が混乱するのではないだろうかというところが一番なので、もちろん町長は計画に対して尊重するという言葉をずっと言われていますが、町長自身がその計画にこのまま行きたいと思いますという考えで入るのか、それとも前回皆さんの意見を聞かずにこういう計画になっていましたので、皆さんの意見を出して下さいという聞き方をするのか、これによって全然違うと思うのです。

町長が一本今の計画どおり、基本は場所とか、規模はちょっと今から変わって来るとは思うのですが、場所等についてはこのままで行きたいと思いますという、これに対してはどうですかというような聞き方をするのと全然違うと思いますが、この点についてはどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も言いましたように、今ある計画ではスケジュールも全く間に合わないような現計画、スケジュールにもなっています。そしてまた、財源についても先程も言いましたように、今

は目処の付かないような状況になっています。ですから、その計画を私はやりたいと言っても、今の計画どおりには今は出来ないような状況になっているわけです。

そういったことで、昨年12月に住民説明会を開きまして、そのことについても住民の方達には説明をさせていただきました。ですから、私がこの計画のままでこういうふうな形でということになりますと、今議員が言われたように、どうしても住民の方達にそこは制限もかかるし、なかなか住民の方達が思っていることと違う形になるかも知れません。

そういった意味で、まずは住民の方達に制限、タガをはめるのではなく、どういうふうに役場そのものを考えているのか、どういうふうな役場が住民の人達が望まれているのか、それは場所も含めて全てですが、そういったことを聞いて行きたいというふうに考えていますので、私から今こうですということを前提とした形での懇談会ということはないというふうに考えています。ですから、まずは住民の方達がどういうふうに思っているのか、考えているのか、まずそこから私はスタートしたいというふうに思っています。

ただ、住民の方達はそれぞれ思いを持っていますし、それぞれの考えを持っていますし、そうそう大きく私は混乱することはないというふうにも思います。住民の方達はしっかりとした思い、考えは私は十分に持っているというふうに考えているので、私としては大きな混乱はないというふうな思いであります。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

別の質問に行きたいと思いますが、今の町長の答弁ではちょっと混乱するかな。ゼロからスタートになってしまうような気がします。それはちょっと考えて進め方をやっていただきたいというふうに思います。

同じ頁の一般コミュニティ助成事業補助金、それからコミュニティセンター助成事業補助金が付いていますが、これについてそれぞれ手を挙げて、どういう内容かということについて助成金が付くというようなことでしょうけれども、どういったものについてこういった助成金が、またどういう団体等についてあるのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

一般コミュニティ助成事業補助金240万円付けておりますが、これは大池区が該当します。これは大池区が視聴覚備品他、テレビとかパソコン、テント、草刈り機、そういうものをコミュニティ活動として使うということで上げられております。

それと、コミュニティセンター助成事業補助金につきましては1,500万円ありますが、これは立林区の公民館の建替えとして一般財団法人自治総合センターが行います補助金を受けるものであります。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

一般コミュニティ助成事業補助金については、これは以前からそういう要請があってやっているのか、それとも毎年こういうのが付いて行くのか教えて下さい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

毎年行っております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

許斐英幸君。

○10番 許斐 英幸君

町長にお尋ねしますが、先程から言われた庁舎建設に対して我々も商工会の会長をしていた時にこの委員会に出て長きに亘って検討をやってまいりました。そのことが今活かされていないということであれば、今町長が言われる委員会を作るとか言われますが、これであとの国からの予算もいろいろあるでしょう、それに間に合うのですか。

それと、いろいろな意見を聞いてやった、それが一番いいですよ。やはり町長は悪者にならなければいけないですよ。これでやりますというぐらいの迫力があっていいのではないかなと思います。

何もしないでやるのではないです。検討委員会でちゃんと検討しました。その結果こういう形を出して来た、職員達もそのために一生懸命やって来ましたよ。それを今になってまた新しいものを出して皆さんに意見を聞く、これは混乱しますよ。

おそらくこれをやったらみんな言いますよ、どこに作れとか、ここに作れとか、町長がしなかったら町長は言われますよ、私の意見が通らなかったと。これが住民なのですよ。だからある程度決まったことでやっていくことがトップである町長の責任でもあるし、実行権を持っている町長ですから、やられることも必要ではないかなと思います。

1年生議員で申し訳ないのですが、私はそれを聞いていて、これは堂々巡りになって来たらまとめるのに大変だろうと思います。

大きな予算を使って検討委員会をやって来たのです。それをまたやるということはいかかなものかなと思います。町長どうですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

今のはまちづくり懇談会の中でのご質問というふうに思います。今まで検討委員会で十分議論を重ねて計画も出来ているということで、それを尊重していくと、町長としてそう行きなさいというような応援メッセージでもあるというふうに捉えております。

先程来答弁をさせていただいていますように、この計画は計画として尊重はしております。ただ言いましたように、国から来る補助金だとか交付金はどうなるのかというようなご質問ですが、先程來說明をしていますように、昨年の12月の時点で過疎債等の期限もあることですし、また市町村役場機能緊急保全債というようなものもありますし、そういった基本設計なり基本実施設計をする時期というのがありました。

今回実施設計については、32年度末に実施設計に掛かればよいというようなことで、約1年ほど猶予はありますが、それにしても今厳しいスケジュールというふうになっております。何れにしてもそういったものは厳しい中でのお話になっています。

ですから役場庁舎というのは私自身も非常に住民のものでもありますし、ある意味役場の核にもなるわけで非常に重要な施設でもあります。そういったものを早く作りたいというのは私の公約でもありますし本心でもあります。

ただ一番はやはり住民のものであるからこそ住民の合意をどうやって取り付けていくか、住民の方達の意見をどうやって尊重して行くかというのも、これも行政としての大きな務めだというふうに考えています。

残念ながら前町長の中ではそういうような作業がされておりましたので、私は合意形成ということがこれからのまちづくりには欠かせないものだというふうに考えています。そういったことから、いろいろとご心配される方達もいらっしゃるし、あっちがいい、こっちがいいと、いろいろな意見が出ると思います。しかしそれを2回、3回、4回と議論を重ねる中で私は段々と意見は集約されて来るだろうというふうに思いますし、そういったいろいろなご意見がありながらも、やはり鞍手町はここが最善の方法かなというようなことで私はまとまってくるというふうにも考えております。

ですから、混乱する、混乱するというようなご意見がありますが、私自身は回を重ねる毎によって段々と治まってくると思いますし、そして結果的には住民の皆さんが納得した上での素晴らしい庁舎が出来るのではないかなというふうに考えておりますので、ぜひともこのまちづくり懇談会については議員の皆様のご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長 星 正彦君

許斐英幸君。

○10番 許斐 英幸君

町長の言われることは分かります。分かりますが、私は限られた時間の中でやっていってこれが果たしてまとまるのだろうか。まとまらないときはどうするのですか。その辺をお伺いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

全てまだ仮定のお話でまとまらなかったらとか、混乱したらとかというようなことのご心

配をいただくことは非常に有り難いことですが、私自身は先程も言いましたようにまとまりし、住民の合意を得た中で進めることが出来るというふうに考えております。そういうご心配も非常に有り難たく受け止めておりますが、私としてはそういう懸念は持っておりません。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

19頁、プレミアム付き商品券事業費ということですが、今回今までと違って商品券の販売を郵便局に委託するということですが、これまでは商工費で商工会の方をお願いしてやって来た。予算も3款 福祉人権課福祉係になっています。郵便局に委託して販売するということになっていますが、具体的にどういうふうにされるのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

まず当初予算で商工会に委託したのではないかというお尋ねで、そのとおりでございます。販売と商品券の印刷につきましては、商工会に。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

まず今回のこのプレミアム付き商品券というのは、今年消費税が増税されることに伴って子育て世帯、それから低所得者、住民税非課税世帯の方にプレミアム付きの商品券を販売するというので、これは買える方が限定されるものです。

後から、7款に商工費で商工会補助金が付いています。これは通常出しております商工会に委託して販売しております地域振興券でございます。ですから今年は2本立てで出て来るということで理解いただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

すみません。似ていたもので、勘違いしてしまいました。プレミアム付き商品券というのはどういったものか、買える方が限定されるということですが、具体的な中身について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

まず、プレミアム付き商品券と申しますのは、非課税世帯分と児童分と2つに別れます。

非課税世帯分につきましては、2019年1月1日で住民票がある方で非課税の方が対象となります。

児童分につきましては、三歳児未満の子育て世帯を応援するものとなっていて、この児童につきましては対象者が平成28年4月2日から令和元年の9月30日までに生まれた3歳児を持つ親が対象となるものでございます。

商品券につきましては、2万円の商品券でプレミアムということで2万5,000円分の商品券がつくものでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

5,000円のプレミアムが付くということですが、対象者の人数と、これは割れば分かるのですが、どのくらい予定されているのか、もう一つは1世帯に上限等が設けられているのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

まず世帯の対象数についてお答えいたします。

非課税者分につきましては、3,330を予定しております。これは県の指導によりまして全体が約3,700で、その90%を見込みなさいという指示がございましたので、非課税対象者分を3,330で、児童分につきましては313件としております。

1世帯に2名居られる場合につきましては、それぞれ対象となるものでございます。

上限ということはありません。1人が買えるのは2万5,000円分までということです。上限というのは1人が2万円までということです。

もし2人が該当すれば2万円の4万円で5万円分のプレミアムになるというものでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

6款 農林水産業費及び7款 商工費について20頁から23頁まで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

8款 土木費から10款 教育費について、22頁から27頁について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

10頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

10頁から13頁まで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第41号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第41号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15 議案第42号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

西藤典子君。

○11番 西藤 典子君

5頁の歳入のところですが、繰入金というのが約2億円近いような、減額になった後、補正の後になっているのですが、今までこんなにたくさん繰入金があったのかなという感じが。8頁では一般会計繰入金と書いていますが、今までこんなにたくさん、これは国民健康保険でしょう、今回多いような気がするのですが。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

国民健康保険の特別会計の方へ一般会計から繰入を行っていただくその繰入金の質問をされていらっしゃると思うのですが、これにつきましては、国保の制度で保険基盤安定負担金に対する繰入金であるとか、出産育児一時金における繰入金、財政安定支援事業繰入金、それと法律で定められております法定内の繰入金、法定外繰入等々ございまして、今あるような予算措置というふうにさせていただいております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子君。

○11番 西藤 典子君

法定外だけではないのですね。他のものも含まれてこうなっているのですね。法定外繰入金がこんなにたくさんあったことがないのでちょっと勘違いをしていました。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

法定外に限らず一般会計の方から繰入をしている予算をそこに記載しているということでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤典子君。

○11番 西藤 典子君

これは国保の都道府県単位化に伴う増額ということではないですね。

○議長 星 正彦君

西藤議員、もう一度お願いします。

○11番 西藤 典子君

私は法定外繰入金のことばかり考えていたものですから、ちょっと金額が多いのでこれは制度が変わったからこんなに増えたのかなと思って、そういうことがあるのか聞いています。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

この繰入金に関しましては県単位化等々はもう関係なく、以前からいただいているものも当然でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第42号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第42号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第16 議案第43号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和元年度固定資産税の課税免除を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第43号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第43号は総務文教委員会に付託することに決定しま

した。

この際休会についてお諮りします。

明日13日から18日までの6日間は委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日13日から18日までの6日間は委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会 14時58分